

飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援事業Q & A

令和6年(2024年)5月9日
熊本県動物愛護センター

【1】支援の対象者について

- Q1: グループは2人以上であれば誰でもいいのか。
A1: 同一世帯のみで構成されるグループは対象となりません。この他、一方が県外もしくは熊本市在住の2人とした場合も対象となりません。
- Q2: 近隣の方に賛同してもらえず、2人以上のグループを作ることが難しい状況にあるが、この場合はどうしたらいいか。
A2: まずは、お住まいの区や町内会、隣保班等の自治会の役員の方などへ協力を依頼してみてください。この他、民生委員や動物愛護活動をされている方などへ協力を依頼してみてください。
- Q3: 支援の対象者の要件の一つに、「活動地域における飼い主のいない猫を適正管理することができる」とあるが、餌やり等のお世話もしなければ依頼できないのか。
A3: 本事業における適正管理とは、活動地域における飼い主のいない猫の頭数、情報等を継続的に把握し、管理することをいいます。餌やりやトイレの設置等まで行わなければ依頼できないということはありません。
なお、飼い主のいない猫に餌やり等を行う場合は、活動する土地の所有者や管理者等の了承のもと、餌やりや糞尿等の清掃のルールを決め、管理する必要があります。

【2】依頼書の提出について

- Q4: 活動地域が複数の保健所の管轄地域にまたがっている場合、提出先となる保健所はどこになるのか。
A4: 主たる活動地域を所管する保健所が提出先となります。

【3】猫の捕獲・搬入について

- Q5: 猫の捕獲や搬入は、保健所で行ってもらえるのか。
A5: 猫の捕獲や搬入は、保健所では対応しておりません。依頼者御自身において、捕獲器を用いる等の動物虐待に当たらない方法で捕獲し、搬入場所へ搬入してください。

Q 6 : 捕獲器の貸出しは、動物愛護センターや保健所で行っているのか。

A 6 : 動物愛護センター及び保健所では、捕獲器の貸出しは行っておりませんが、貸出しを行っている市町村等もありますので、お住まいの市町村等へお問い合わせください。

なお、県では、地域猫の導入に取り組む自治会等の活動費に対する補助事業（地域猫活動支援補助金）も実施しておりますので、そちらの補助金の活用もご検討いただければと思います。（補助金の交付を受けるには、自治会等からの事前の申請が必要となります。）

Q 7 : 地域猫として日頃から管理しているため、猫の捕獲にあたって捕獲器を使用する必要がない。この場合は、捕獲器の代わりに、洗濯ネットやキャリーケース等に入れた状態で猫を搬入することも可能か。

A 7 : 対象猫は、必ず捕獲器に入れた状態で搬入してください。捕獲器以外の容器で搬入された場合、猫を受け取ることはできません。動物愛護センターにおいて避妊去勢手術を安全に実施するためにも、御理解・御協力をお願いいたします。

Q 8 : 手術の予約をしたものの、猫が捕獲できず、指定された搬入日時に搬入できない場合はどうしたらいいか。

A 8 : 手術の予約を取り消す場合は、指定された搬入日時までに、電話等により動物愛護センター又は依頼書を提出した保健所へ届け出てください。

なお、その場合、新たに手術の予約調整を行うこととなりますが、他の方の予約状況により次の予約調整ができない場合がありますので御了承ください。（決定した支援の実施期間は、決定日の属する年度の末日までです。）